

名古屋法務局相続登記促進強化週間

名古屋法務局民事行政調査官室
(☎ 052 - 952 - 8170)

相続登記および境界問題に関する手続きについて、法務局職員、司法書士または土地家屋調査士が通常の受付時間を延長して電話による手続き案内を行います。(相続登記のみ午前9時から午後4時までではWebによる手続き案内も行います)

とき 11月8日(月)～12日(金)午前9時～午後7時
(正午～午後1時までを除く)

※11月9日(火)のみ公証人が遺言書に関する手続き案内を電話で受付

申込み 完全予約制(相談時間20分)

※予約した日時に担当者から予約者に電話連絡をします。(Web登記手続き案内の予約者は、Teamsへアクセスが必要です)

予約期間 10月1日(金)～11月2日(火)の平日
午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時までを除く)

小牧市立地適正化計画の改定

都市計画課 (☎ 76 - 1155)

都市再生特別措置法の一部改正に伴い、立地適正化計画に位置付ける居住誘導区域および都市機能誘導区域の見直しを行いましたのでお知らせします。

閲覧場所 市ホームページ、都市計画課、情報公開コーナー(本庁舎1階)、東部・味噌・北里の各市民センター、ゆう友せいぶ、ふらっとみなみ

狂犬病予防注射はお済みですか？

環境対策課 (☎ 76 - 1136)

狂犬病予防法で、飼い犬には毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、狂犬病予防注射済票を携行することが義務付けられています。

今年度の狂犬病予防注射済票の発行手続きがまだ済んでいない飼い主の方は、狂犬病予防注射済証を持参し、環境対策課で手続き(手数料550円)をお願いします。

なお、今年度の狂犬病予防注射がまだ済んでいない場合は、動物病院で注射をお願いします。令和3年度の予防注射の接種期限は12月末日です。

また、犬の散歩時のマナーに関する苦情や相談もあります。フンは必ず持ち帰り、尿は水で洗い流すなどして周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

市からの お知らせ

市民公開セミナーと無料相談会

コスモス成年後見サポートセンター
愛知県支部 (☎ 052 - 908 - 3022)

▶市民公開セミナー

終活ってなに？成年後見制度の利用のしかた、相続と遺言の方法等の書類の作成方法などについて

- ①遺言の方法と利用の仕方
- ②成年後見制度の利用の仕方(法定後見・任意後見)について
- ③相続の多種多様な実態と乗り切れる方法

▶無料相談会 成年後見・遺言・相続など

とき 10月13日(水)

- ・市民公開セミナー 午後1時～3時
- ・無料相談会 午後3時～4時

ところ 市総合福祉施設ふれあいセンター3階
大会議室

講師 佐藤 令氏(コスモス会員)

対象 高齢者・高齢者の家族・身体に疾患をお持ちの方とその家族・障がい者とその家族・福祉関係者・民生委員の皆さん・医療従事者・一般市民の全ての皆さん

定員 公開セミナー:50人(直接ご来場ください)

※無料相談会のみ参加も可

※「成年後見、相続遺言等の利用支援と書類作成の相談会」を兼ねるため、10月14日(木)市役所での無料相談はお休みです。

10月は「里親月間」です

春日井児童相談センター (☎ 88 - 7501)

<子どもたちの健やかな成長のために、里親になりませんか？>

愛知県では、親の病気、虐待などさまざまな事情により家庭で生活できなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え、養育していただく「里親」を募集しています。詳しくは愛知県ホームページをご覧ください。



「心にのこる一冊の本」 ～育てよう 豊かな心 読書から～

青少年健全育成市民会議（少年センター内）
☎ 71 - 1325

青少年健全育成市民会議では、10月に「青少年に読書をすすめる市民運動」を展開し、教育長と校長先生の「心にのこる一冊の本」を紹介しています。ぜひ家庭でも読書習慣をつけましょう。

「心にのこる一冊の本」は、市内図書館や市ホームページで紹介していますのでぜひご覧ください。

浄化槽をお使いの住宅は適正に 管理しましょう

環境対策課 ☎ 76 - 1145

浄化槽の維持管理を適正に行わないと、機能が低下し、悪臭や水質汚濁の原因となるため、定期的な保守点検および年1回（全ぼっ気方式の浄化槽では概ね6カ月毎に1回以上）の清掃が必要です。

また、浄化槽が正しく設置され、正常に機能しているかを総合的に判断するため、年1回「法定検査」の受検が必要です。これらは全ての浄化槽について、浄化槽法で義務付けられているので、適正に管理しましょう。

きれいな水の流れるまち

上下水道業務課（上水道管理センター内）☎ 79 - 1407

快適な住環境のために下水道への接続を

市は、昭和62年4月1日以降、順次下水道処理区域を拡大しています。

▶ 工事は絶対必要なの？

下水道の供用開始区域内に住んでいる方は、法律で次のように義務付けられています。

- ① 水洗便所および台所や浴室・洗たくなどの排水は、排水設備を設置して1日も早く下水道へ流すこと
- ② くみ取り便所は、3年以内に下水道へ接続すること

▶ どこへ頼めばいいの？

工事は市が指定している「排水設備指定工事店（以下指定工事店）」以外では行うことができません。「指定工事店」を決め、依頼してください。

▶ 費用はどれくらいかかるの？

工事により異なるため、「指定工事店」に見積りをしてもらいましょう。

■ 資金の融資あっせん制度（無利子）があります

▶ 融資のあっせん内容とあっせん額

- ・くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器や

洗浄用具の設置工事、これに伴う排水設備工事
1基につき54万円以内

- ・浄化槽の撤去工事、これに伴う排水設備工事
1基につき36万円以内

▶ 償還方法 融資を受けた月の翌月から36カ月以内の元金均等償還（無利子）

▶ 融資金融機関 市が指定する金融機関

▶ 申込み 直接指定工事店

※詳しくは上下水道業務課までお問い合わせください。

■ 故障したときは？

宅地内の排水管や水洗便所が故障したときは、「指定工事店」に連絡してください。

■ 使用を中止するときは？

家屋を解体したのち、引き続き家屋を建築しない場合や駐車場として利用する場合、庭木の散水などにのみ水道を使用する場合などは、上下水道業務課までお問い合わせください。

10月18日(月)から24日(日)は行政相談週間です！

総務省中部管区行政評価局
☎ 052 - 972 - 7415

総務省では、国や特殊法人などが行っている仕事について「行政相談」を行っています。

▶ 定例相談 毎月第1・3木曜日午前9時～正午（本庁舎2階）

※行政相談委員とは、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

▶ 特設相談 11月20日(土)午前10時～午後3時 ラピオ4階「いきいきこまき（みんなの生活展）」においてコーナーを開設

▶ 「行政・法律なんでも相談所」が開設されます

総務省中部管区行政評価局では、年金、登記、

雇用、道路等の行政相談をはじめ、税金に関する相談、相続、離婚などの法律相談も受け付けます。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご利用ください。

とき 10月20日(水)午前10時～午後3時

ところ ナディアパーク 3階デザインホール
(名古屋市中区栄3-18-1)

※弁護士、税理士等への相談は事前予約要（予約開始：10月11日(月)午前9時）

市民四季の森 ちびっこ動物村の再開

みどり公園課 (☎ 76 - 1191)

10月1日より市民四季の森のちびっこ動物村の動物見学を再開します。

見学の際は、手指・くつ底の洗浄・消毒にご協力ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動物とのふれあいについては、当面の間中止させていただきます。



※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、延期となる場合があります。

愛知県の最低賃金が改定されました

名古屋北労働基準監督署
(☎ 052 - 961 - 8653)

10月1日から「愛知県最低賃金」が時間額 955 円 (28 円引上げ) に改定されました。県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に払わなければなりません。

賃金が時間給以外で定められている場合 (月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間給 955 円と比較します。詳しくは名古屋北労働基準監督署にお尋ねください。

計量器の定期検査

商工振興課 (☎ 76 - 1134)
(一社) 愛知県計量連合会 (☎ 052 - 452 - 1821)

計量器を「取引または証明」に使用する場合は、定期的に検査を受けることが計量法で義務づけられています。該当するはかりなどがありましたら、下記のとおり受検してください。(受検を怠って取引または証明に使用すると、計量法違反行為となり処罰されることがあります)

とき 10月18日(月)、19日(火)、20日(水)、21日(木)
午前10時～正午、午後1時～3時

ところ 勤労センター1階 多目的ホール

料金 1台につき500円～

※重量・機種によって料金が変わります。

※計量器の運搬が困難な場合は、計量器の所在場所で検査を行います。この場合は申請が必要となりますので、希望する方は商工振興課までお問い合わせください。

10月の市税等のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117、76 - 1118)

- 普通徴収市県民税 (第3期)
- 国民健康保険税 (第5期)
- 普通徴収介護保険料 (第4期)
- 普通徴収後期高齢者医療保険料 (第3期)

納期限 11月1日(月)

納付には、便利な「口座振替」をご利用ください。納期限内のバーコード付き納付書であれば、コンビニやスマホ (PayPay、LINEPay、PayB) で納付できます。

なお、納期限内までに給与減などの事情により納付できない場合は、収税課までご相談ください。相談もなく放置しますと、延滞金が加算されたり、差押え等の滞納処分となり、市税等の強制徴収を受けることになります。

■ 休日の納付相談

とき 10月10日(日)、24日(日)
午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎2階

■ 休日の納付窓口

とき 毎週日曜日 (年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎1階

10月2日は「ごみ散乱防止 市民行動の日」です

ごみ政策課 (☎ 76 - 1147)

市では、市民や事業者の環境美化意識の向上と理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を毎年設けています。ポイ捨てごみをなくし、うつくしいまちにするため一人一人が、心がけましょう。

ごみ散乱防止市民行動の日顕彰要綱に基づき、下記団体に対して、ごみの散乱防止に貢献された功績をたたえ、快適で清潔なまちづくり協議会会長より表彰状・感謝状を贈呈しました。

- 有限会社山昌自動車 (中央)
- 三井金属計測機工株式会社 (小木東)
- にっとくスマイル株式会社 (岩崎)

